

17年度上半期の硫酸ピッチ不適正処分調査結果 環境省



The Knights

環境省は平成18年2月15日、平成17年度上半期に全国で確認された硫酸ピッチの不適正処分についての調査結果を公表しました。

硫酸ピッチは灯油と重油を混ぜて不正に軽油を製造する際に副産物として生じる有害物質で、不法投棄や不適正保管等が問題とされ、健康被害の他に大気・水質・土壌を汚染する可能性が指摘されています。

発表によると、17年度上半期の不適正処分件数は13件で不適正処分量はドラム缶にして1,127本で、16年度上半期の不適正処分件数が21件、不適正処分量がドラム缶にして1,837本であったことと比較すると、件数、量ともに減少していました。

不適正処分件数は16年度上半期以降、不適正処分量は15年度上半期以降、減少傾向が続いていることから、硫酸ピッチ処理基準を定めた廃棄物処理法施行令の改正が成果として表れたものとみられています。

また、17年度の不適正処分量の形態としては、不適正保管が9件で約69%、不法投棄が3件で約23%を占め、その実行者は、排出事業者及び不明がそれぞれ4件で約31%と最も多く、収集運搬業者の2件で約13%がこれに続いている状況です。

尚、17年度上半期末までの累計で不適正処分が確認された硫酸ピッチの処理状況は、全不適正処分件数241件、全不適正処分量ドラム缶62,998本に対して、178件(約74%)、ドラム缶44,645本(約71%)が処理済みとなっていました。

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料: 2006年2月15日付 環境省 報道発表資料

2006年2月15日付 EIC ネット

環境調査箇所 明石康伸